

最高裁判所 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成20年7月3日(木) 最高裁判所中会議室		
委員	委員長 松 本 光 平 (明海大学名誉教授)		
	委員 佐 藤 恒 正 ((財)日本交通公社監事)		
	委員長 沼 範 良 (上智大学法科大学院教授)		
審議対象期間	平成19年10月1日から平成20年3月31日		
抽出案件			(備考)
	工事		
	一般競争	3件	
	公募型及び工事 希望型指名競争	-	
	通常指名競争	4件	
	随意契約	2件	
	建設コンサルタント業務	-	
	総件数	9件	
	意見・質問		回答
委員からの意見・質問及びそれに対する回答等	別紙のとおり		別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	な し		

(別紙)

意見・質問	回答
<p>審議案件</p> <p>1【東京高地簡裁庁舎内部等改修電気設備工事】 【東京高地簡裁庁舎内部等改修構内交換設備工事】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 当初発注を一括発注，入札不調を受けた2回目を電気設備工事と構内交換設備工事との分離発注としているが，その理由は何か。また，構内交換設備工事の予定価格は変えたのか。・ 官公庁工事の入札不調等が多い中，入札不調をできるだけ避けるために，いろいろな考え方をしなければならないのかもしれない。・ 構内交換設備工事は，低入札調査を行っているが，履行に問題はないと判断した理由は何か。また，予定価格が低くなったことと，低入札になった理由と関係はあるのか。・ 当初発注，2回目の発注とも一般競争入札を実施しながら，応札者がいずれも1者であったが，競争参加資格等に問題はなかったのか。・ 応札者数が少ないのは，業者の繁忙度，官公庁工事の人気度等にもよるので，やむをえないのかもしれない。	<ul style="list-style-type: none">・ 工期に限定があった案件であり，当初発注における応札者の積算内訳等を検討した結果，発注方式を見直したためである。なお，構内交換設備工事の予定価格は下請諸経費が必要ない分，低くなっている。・ 応札者は同じ企業グループ内の業者から構内交換機を通常より安価で購入できることが低入札となった主な理由であり，その他応札者の積算には問題はなく，経営状況等にも特段の問題がなかったためである。また，予定価格が低くなったことと，低入札とは関係がないものと考えている。・ 対象庁舎の規模等に応じた競争参加資格等を設定しており，特段の問題はなかったものと考えている。

<p>2【神戸地家裁豊岡支部庁舎改修建築工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常指名競争入札においては、応札者が2者以上いないと、入札不成立となるのか。また、その論拠は何か。 ・ 指名業者選定にあたり、施工場所の所在地県内で更に地域性を加味して選定することや隣接県の業者を選定することはできるのか。指名業者数は決まっているのか。 ・ 当初発注、2回目の発注とも、通常指名競争入札であるが、2回目の発注を一般競争入札にしても応札者が増えるとも限らない。 ・ 選定方法の弾力的に運用して、通常指名競争入札を選択すること自体は悪いこととは思わないが、一方で競争性確保の必要性もあるので、なかなか難しい面がある。 <p>3【京都地裁庁舎他2庁法廷IT機器設置工事】 【名古屋高地簡裁庁舎他1庁外部等改修工事】 【那覇地家裁沖縄支部庁舎改修工事】</p> <p>【全案件共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いずれの案件も、落札業者（最低価格入札者）が積算漏れ（誤り）を理由に辞退を申し入れているが、辞退業者へのペナルティー等はないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常指名競争入札では、発注者側で選定した業者しか参加できないことから、実際の応札者が1者のみの場合には、十分な競争性が確保されているとはいえないので、入札不成立としている。 ・ 工事内容や地理的特性等を勘案して、事案に応じて、そのような選定をすることは可能である。また、指名業者数は10者程度が通常であるが、事案に応じてそれ以上の業者を選定することもある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 落札決定後に辞退した業者に対しては、「不誠実な行為」として、3ヶ月の指名停止措置を行っている。 なお、低入札調査となった場合には、最低価格入札者の辞退が主たる理由であっても落札決定しなかったのは低入札調査の結果であるので、指名停止措置等の
---	---

<p>【京都案件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1回目及び2回目の入札において、いずれも落札業者が積算漏れを理由に辞退しているが、それぞれ積算漏れの対象は同じなのか。 ・ 2回目の入札において、次順位入札者と随意契約を行っているが、入札金額と契約金額が異なるのはなぜか。1回目の入札において、次順位価格入札業者と随意契約を行わなかったのはなぜか。 ・ 施工場所が複数の工事を一括発注することは可能なのか。一括発注するメリットはあったのか。 <p>【那覇案件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 落札業者の積算漏れの原因は何か。 ・ 回答は口頭で行ったのか。発注者側の回答や説明が不十分であったことが、落札業者の積算漏れの原因ではないのか。 ・ 設計図書では全面改修と明示していても、改修範囲の質疑の中で、発注者から 	<p>ペナルティーは課さない運用をしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築工事及び電気工事の一括発注であったが、1回目においては電気工事の分を、2回目においては建築工事の分を、それぞれ積算漏れしていた。 ・ 会計法規上、辞退した落札業者の入札金額内で契約しなければならないためである。なお、1回目の入札においても随意契約交渉は行ったが、金額が折り合わなかった。 ・ 可能である。各施工場所の工事内容、必要部材等が共通していること等から、一括発注することによって、工事金額が安価になるというメリットがあった。 ・ 設計図書では、外壁の全面改修と明示していたが、業者の質問に対して、(改修範囲の内)浮き補修の部分は全体の5パーセントである旨回答したところ、落札業者は、改修範囲は5パーセントと誤解したのが原因である。 ・ 書面で行った。他に積算漏れをした者はいなかったことから、発注者として、必要な説明は行ったものと考えている。ただ、現に積算漏れをした者がいたことから、より丁寧に説明する余地はあったかもしれない。なお、再度の発注の際に、業者が積算漏れ等をしないように、発注図面等をより詳細に記載した。
--	---

<p>5パーセントといった数字が出ると、改修範囲はその部分だけと考える業者もいるであろうから、発注者としても十分に説明したほうが、間違いがない。</p>	
<p>4【山口地家裁庁舎増築等工事設計変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計変更に至る経緯は。当初から増築等工事に含んで一括発注しなかったのはなぜか。一括発注のほうが、安価で早くできるのではないか。結局は増築等工事と一体となったのだから、余計に手間がかかっただけではないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 昇降機設備新設工事として、入札を2回実施したが不調のため、増築等工事の設計変更で発注したものである。なお、建築工事とは分離発注するのが通常の発注形態であり、一括発注であると下請諸経費がかかる分、予定価格が高くなるのが通常である。競争入札を経ることによって、手続きの透明性を確保したものである。
<p>5【東京高地簡裁庁舎改修機械設備工事設計変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計変更の工事内容を当初発注に含めることができなかったのはなぜか。変更金額が大きいのにもかかわらず別途発注しなかったのはなぜか。 	<ul style="list-style-type: none"> 当初発注後に工事实施の必要性のあることが判明したためである。なお、工事内容が、原発注で施工中の工事と分離して施工することが著しく困難であったため、別途発注しなかった。
<p>6【防府簡裁庁舎改修工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> 低入札調査の結果、最低価格入札者とは契約していないが、その理由は何か。 最低価格入札者と次順位業者との間では入札金額にさほど差がないが、最低価格入札者は辞退し、次順位業者は契約できたというのは不自然ではないか。発注者側で次順位業者が受注できるよう取り計らったのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 積算漏れを理由に契約辞退の申出があり、入札金額では、契約内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると判断したためである。 そういう事実は全くない。